

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書 （郵送請求用）

請求には手続きをされる方の本人確認書類の写しの同封が必要です。詳細は、裏面をご覧ください。

送信

大阪市 北 区 令和 年 月 日 請求

手続きをされる方	住所	電話番号 () -	
	フリガナ	大阪市北区中之島 1 - 3 - 20	
	氏名	自署又は記名押印 ナカノシマ タロウ	明・大・昭・平・令・西暦
		中之島 太郎	生年月日 年 月 日

請求者 (証明書を必要としている方)	✓ 手続きをされる方と同じ		
	依頼した方(代理人が手続きをされる場合、頼んだ方を記入ください。)		
	住所	電話番号 () -	
	フリガナ	明・大・昭・平・令・西暦	
	氏名	生年月日 年 月 日	

どなたの証明が必要ですか。

本籍	大阪市 北 区 中之島一 丁目 13 番地 番
筆頭者の氏名	✓ 手続きをされる方と同じ 依頼した方と同じ 明・大・昭・平・令・西暦 生年月日 年 月 日
請求者と筆頭者の関係	✓ 本人 配偶者 父母又は祖父母(直系尊属) 子又は孫(直系卑属) その他 ()
請求の理由	戸籍届出 ✓ パスポート 相続 裁判 保険 年金 住宅関係 免許・許可等申請 国又は地方公共団体の機関に提出 権利行使・義務履行のため その他 ()
	上記の詳しい理由をご記入ください。 パスポート申請に必要なため
	提出先 法務局 裁判所 年金機構 金融機関 ✓ その他(パスポートセンター)

何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。

必要な証明書の種類	✓ 戸籍(450円) 除籍(750円) 改製原戸籍(750円)	✓ 全部事項証明書(謄本) 1 通	同封するもの 手数料分の定額小為替 (おつりの発生しないように送付してください。) 手続きをされる方の本人確認書類(次ページ参照) 証明書返信用の封筒 この請求書
	受理証明書(350円) 証明する届 婚姻 離婚 出生 死亡 その他 届出の年月日 (年 月 日) 届出の区役所 (区届出分) (必要な方 手続きをされる方 請求者 の氏名)	個人事項証明書(抄本) 通 [必要な方 手続きをされる方 請求者 の氏名]	
	その他の証明 破産(300円) 成年被後見(300円) 独身(350円) その他(350円) (必要な方 手続きをされる方 請求者 の氏名)	届書記載事項証明書(350円) 通	

封入金券	郵便定額小為替	円	返送用切手 (手数料としては使用できません)	円
------	---------	---	---------------------------	---

本籍地が大阪市以外の場合、本籍地の役所にご請求ください。本籍地の役所(30万円以下の罰金)が科せられます。基本的な権利を擁護するに、差別を許さないうちから、住民票・戸籍謄本等を適正に使用しましょう。

権限書類	委任状 社員証	戸籍謄本 その他の証明書()	後見登記等登記事項証明書	資格証明書	続柄確認	済・未
本人確認	免・バ・在力・個人力・住力(写有 写無)	保・高・介・年・敬老・他()	還付欄	受付	作成	交付 手数料

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の請求に関する注意事項

1. 請求の理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
2. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、追加資料の提供を求められることがあります。
3. 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方個人の証明（抄本）をご利用ください。
4. 本人確認資料について
手続きをされる方について、ご本人であることを確認できる書類の写しの同封が必要です。
5. 権限確認書類について
手続きをされる方が、請求者の代理人である場合には、代理権限を証明する書類（原則として原本）が必要です。
ただし、その証明書が官庁又は公署の作成したものである場合は、作成後3ヶ月以内のものに限ります。
なお、書類の返却を希望される場合は、希望される旨をこの請求書に記載し、原本とともにコピーを同封してください。
6. 押印の要否について
交付請求書には、手続きをされる方の署名又は記名押印が必要です。
7. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

郵送時に封入していただく本人確認書類一覧表

本人確認書類(下表記載のものから1点)

国又は地方公共団体の機関が発行している顔写真を添付した住所記載のある本人確認書類
(運転免許証、在留カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード(顔写真付)など)

国又は地方公共団体の機関が発行している住所記載のある本人確認書類
(被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険)、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、戸籍謄抄本等請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書など)

【本人確認書類は、請求先(郵送事務処理センター)に到達する日に、有効期限内であるものを同封してください】
ご不明な点がございましたら、区役所や郵送事務処理センターにお問い合わせください。